



● よこはま動物園ズーラシアにて ●

目次

- 寄稿文：商店街がつなぐ地域コミュニティ
～小金井市中央商店街協同組合
理事長 斉藤 浩殿へのインタビュー～ …2
- 論文：民法改正に対応した契約書の見直し
チェックポイント …9
弁護士：太 山 晃 平

- 論文：民事執行法の改正 …12
弁護士 中 森 慧
- ご挨拶：弁護士 森 克 広 …14

● ご挨拶 ●

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

仲夏の候、皆様におかれましては、未曾有の災禍のなかご苦労も多いかと拝察いたしております。私どもでお役に立てることがございましたら、最大限サポートさせていただきますので遠慮なくご相談ください。

今回は、小金井ひまわり法律事務所の開設当初からお世話になっている、小金井市中央商店街協同組合の斉藤 浩理事長に、商店街と地域コミュニティのかかわりについてじっくりお話をうかがいました。皆様ぜひご一読ください。

商店街がつなぐ地域コミュニティ

～小金井市中央商店街協同組合 理事長 斉藤 浩 殿へのインタビュー～



小金井市中央商店街協同組合
理事長 斉藤 浩

インタビュアー：
弁護士法人ひまわりパートナーズ
代表社員 古川 健太郎
弁護士 真野 文恵

日 時：令和3年2月4日

場 所：小金井ひまわり法律事務所
会議室

真野

それまで勤務していた蛇の目ミシン工業株式会社を退社し、有限会社亀屋本店に入社したのは斉藤さんがおいくつの時になりますか。

斉藤

私が35歳頃ですので、平成4年頃になりますね。

真野

どのようないきさつで亀屋に入社したのですか。

斉藤

蛇の目ミシンに勤務している頃、会社の指示で私がローターアクトクラブに入ることになり、私の妻も同クラブに入ってきました。そこで妻と知り合い、一緒に活動するうちに妻と結婚することになりました。妻の母が亀屋を切り盛りしていたので、私も亀屋に入社して店を手伝うようになりました。

真野

亀屋に入社して、小金井市中央商店街にも入ったとのことですが、その頃の商店街にはどのような店がありましたか。

斉藤

肉屋さん、魚屋さん、八百屋さんなど、生活に必要なものを売る店が全てありました。いわゆる昔ながらの商店街ですね。

真野

昔ながらの商店街が壊れ始めたのは、どのようなきっかけですか。

斉藤

スーパーがいくつか出来たことです。ただ、大きなきっかけは、平成18、9年頃から工事が着工した武蔵小金井駅南口第1地区再開発事業です。それが始まると、「八百屋さん」「肉屋さん」「魚屋さん」がほぼ時期を同じくして廃業しました。皆さんが大体同じくらいの年齢、そして後継ぎもいない状況でした。再開発があると売り上げもどんどん下がる一方ですので、店を閉めてしまおうという感じでしたね。

最終的に、商店街が壊れてしまったのは、お酒の販売が自由化されたことが大きいです。

もともと、商店街には必ず酒屋さんがありました。そこに人がお酒を買いに来ることで商店街の賑わいが保たれていたのですが、お酒の販売が自由化されたことで、商店街は最後のとどめを刺されたと感じています。

真野

商店街として、さまざまなイベントを行っていたと思いますが、昔はどんなイベントを開催していましたか。

斉藤

昭和50年代には、夏に「ふれあいカーニバル」を企画・運営しました。小金井街道の車の通行を止めて、大がかりにやりました。その時に一番好評だったのは、サンバカーニバルです。浅草に出ている準優勝チームと国際基督教大学のサンバチームの2チームをお呼びしました。小金井街道の、商店街の事務所を出た所から武蔵小金井駅前までをパレードしました。多くの人が集まり、大人気のイベントでしたね。

「ふれあいカーニバル」は2日間開催しまして、1日はサンバカーニバル、もう1日は仮面ライダーショーやボールすくいなどの子どものためのイベントを行いました。

真野

ふれあいカーニバルは長く続いたのですか。

斉藤

10年ほど開催しましたね。

真野

そのほかにも、商店街で井戸を掘りましたよね。

斉藤

そうですね。小金井はベッドタウンですので、他の街から人が来る街ではないため、どうすれば人が来てくれるのかを考えました。小金井の街は北に小金井公園、南に野川公園と武蔵野公園があり、少し距離はありますが、歩いて行ける距離です。

武蔵小金井駅から北へ向かい小金井公園に寄って東小金井に戻ってくるコースや、東小金井駅から南に向かって野川公園・武蔵野公園を歩いて、武蔵小金井駅に戻るという回遊を作れないかと考えました。

もともと北の小金井公園は桜祭りやお月見などのイベントがあり、多くの人が集まることは分かっていました。

一方、南の野川公園・武蔵野公園は、そのようなイベントが一切なかったのも、あそこに人が集まるだろうかと疑問に思っていたのです。

そこで、平成20年の小金井市政50周年記念というときに、「黄金井11万人のキャンドルナイト」と題して、武蔵野公園内の野川沿いの遊歩道にキャンドルを並べて灯し、徒歩で参加してもらうというイベントをやりました。そうしたら、とても多くの人が集まったのです。

やはり何か面白いことをやれば、人は集まると感じましたね。

そして、野川公園・武蔵野公園に行くときに、小金井市中央商店街はその導入部分になります。水と緑の街というイメージで飲める水が出れば、多くの人が汲みに来てくれるのではないかと、水を汲みに来ていただければ、帰りに商店街で買い物をしてくれるのではないかと考えました。

ちょうど、千葉県君津市の久留里というところで上総掘り工法（人力で掘り抜き井戸を掘削する工法）で井戸を掘ったという話を聞いたことがあったので、小金井でもできるのではないか、という思いがありました。

そして平成16年、地域活性化の一環として、商店街の南の入り口にあった六地藏の敷地に、井戸を掘る



◆井戸◆

ことになったのです。

最終的に、雑菌が出ないように深めに100メートル掘りまして、圧力タンクを付けて、蛇口を付けて、出た水を水質検査したところ合格しました。そこで、皆さんに「水を汲んで使ってみてください」というような形で始めました。

その後、井戸の周りを整備して、きれいに改修しました。



◆井戸◆

真野

そろそろモーターが古くなってきたようですが。

斉藤

そうですね。モーターも10年位が寿命のようなので、新しくしました。

真野

井戸を掘った頃に、お地藏さまも作ったのですか。

斉藤

武蔵小金井駅と井戸が離れているので、それを見て楽しんでいただきながら井戸まで散歩していただこう

ということで、お地藏さまを全部で6体作りました。

・しあわせ地藏
・ふれあい地藏
・おどり地藏
・出迎え地藏
・なかよし地藏
・いきかえり地藏
の6体です。



◆しあわせ地藏◆

しかしながら、ふれあい地蔵が壊れてしまったので、現在残っているのは5体です。

真 野

今、歩道に設置してあるのは1体だけですよね。

斉 藤

現在、武蔵小金井駅から坂上の交差点まで小金井街道の歩道工事が行われているので、しあわせ地蔵1体だけを置いて、あとの4体は石材店で保管していただいています。

しあわせ地蔵は、武蔵小金井駅の南口の交番の先にあります。小金井市にゆかりの星野哲郎さんが作詞した365歩のマーチにちなんで、リュックサックを背負って歩いているお地蔵さまです。

真 野

歩道工事が完成したら、また5体は戻すのでしょうか。

斉 藤

そうですね。小金井街道の歩道工事が終わり次第、5体を元に戻す予定です。

真 野

コップで水を飲んでいるようなお地蔵さまがありますね。

斉 藤

それは、いきかえり地蔵です。歩いてきて井戸でお水を飲んで、生き返って下さいという意味で作りました。

真 野

新しい試みとして、令和元年秋頃から、商店街でプロボノ活動を利用した商店街の活動に関するアンケートを行いましたよね。

斉 藤

はい。東京都福祉保健局が行っている東京ホームタウンプロジェクトの中で、「ホームタウンプロボノ」というプログラムを利用して、地域の中で商店街がどのよう

な役割を担えるかという問題提起をしました。

真 野

「東京ホームタウンプロジェクト」というのはどのようなものですか。

斉 藤

「東京ホームタウンプロジェクト」は、東京のそれぞれの地域で、人と人のつながりが育ち、地域コミュニティが持続可能な形で運営されていくために、地域の活動の基盤強化を応援する取り組みを支援するプロジェクトです。

また、「ホームタウンプロボノ」とは、地域福祉の担い手となる団体の組織基盤強化を目的とする、3～6か月間の本格的なプロボノ支援のプログラムです。

真 野

なぜプロボノを利用してみようと思ったのですか。

斉 藤

北口のけやき通り商店街がホームタウンプロボノを使って、いろいろな職種と商店街と一緒に地域を作っていくために何ができるかを探っていて、面白い取り組みだと思ったからです。

特に考えたのは、東日本大震災のような大きな地震が昼間に起きた時に、地域に残っているのは、お年寄りや小さな子どもを育てている母親が多いということです。その状況で、力になれるのは商店街しかありません。商店街がある程度機能していないと、何かあった時に非常に弱い街になってしまうと思いました。

その意味で、街の核になるところを残さないといけないと思い、商店街が街の核になれば良いと考えました。災害時に備えるために、いろいろな人の塊を作るのにどうしたらよいか。そのヒントを得るために、何かアイデアをもらえないかと思い、このプロボノを利用することにしました。

真 野

その支援プログラムを利用して、いかがでしたか。

斉藤

いろいろと話を聞く中で、やはり商店街から情報を発信していくことが重要だろうということが最終的な結論です。特に、SNS等を使って情報発信をすることは重要だと思いますが、まめに情報を発信してくれる人が仲間の中にできると、商店街が核となって街が一つになれるのではないのでしょうか。

商店街の呼びかけによって、地域の人の中で、10人でも20人でも参加してもらうことができれば、結構なことができるのではないかと考えています。

一方、地域のお年寄りに対しては、「情報をかみ砕いて提供すること」を商店街のお店などで取り組めると、地域として面白い、活気のある街ができるのではないかと思います。

マンションの住民の方々の協力を得るのはなかなか難しいですが、その方々の中でも、地域の活動に興味のある方もいらっしゃいます。そのような方々はある程度地域の活動に協力してくれそうです。いずれ来る災害に備えて、そういう方々と人間関係などを築いていきたいですね。

古川

30年前に斉藤さんが亀屋に入社された頃の商店街は、会員の数はどのくらいでしたか。

斉藤

60店舗程度、一番多かったときで70店舗ちょっとくらいでした。

当時は小金井街道沿いにアーケードがあったのですが、商店街に入れるのはアーケードがある小金井街道に面する店舗しか加入できなかったのです。

古川

今は60店舗程度ですね。

斉藤

そうです。ただし、実際に小金井街道沿いの路面店で商店街に加盟している店舗は20店舗程度で

す。その他は、JRのラインモールなどに入っている店舗が多いですね。

古川

小金井街道沿いの路面店としては、店舗は減っているということでしょうか。

斉藤

そうですね。ただ、現在は小金井街道沿いの店舗に限らず、もう少し広い地域に散らばっている店舗の加入が増えています。

また、新しく事業を始めた店舗の参加も増えてきていますね。

古川

つまり、商店街が完全に高齢化しているというイメージとは、少し異なるのでしょうか。

斉藤

高齢者はむしろ少なくなっていますね。



斉藤

新しいメンバーが増えて、発信が得意な人たちもいますので、そういうメンバーと一緒にコラボできれば面白いと思います。

古川

もともとは商店街なので、物を売るために集まっていたものの、恐らくそれだけでは限界があるということでしょうか。

だからこそ、街の必要な構成員という位置付けで、例えば、先ほど災害時のお話もありましたが、少し目的が変わってきているということですね。やはり、このままでは先細りになるような危機感、もしくは問題意識から少しずつ目的を広げたということなのでしょうか。

斉藤

私どもも、地元で商売をさせていただいている以上は地域における役割を担い、地域と協力していくことが重要だと思っています。

地域と協力していければ、お付き合いがあるから来てくれたり、少し立ち寄って買って行ってくれたり、「つぶれちゃうとまた困るから、少し高いけど買おうよ」といった気持ちになってくれるのだと思います。

サービスで少し特徴を付けたり、顔が見えたり、声を掛け合えたりすれば、「じゃあ、ここで買っていこうか」というような人との触れ合いが発生します。地元でやる以上はそういうところを何かしら作っていく必要があるのです。現在、模索している最中ですが、答えはなかなかないですね。

古川

大型のスーパーは、車がなければ行くことが難しいですね。

特に高齢者は「地元の商店街がなくなってしまうと困る」というニーズがあると思います。

また、そういう意味では「顔見知り」という、高齢者がふらふら歩いている、「あのおばあちゃんどうしたんだろう、少し様子がいつもと違うね」と言って発見につながることも考えられます。やはり商店街ですから、ある程度街の中心になる、町会が盛んなところは町会がお年寄りの見守り活動を行っている場合がありますよね。

やはり一つ核の部分ができると、それはその商店街が、その地域の集まりとなって、非常にいい活動になっている印象を受けます。

小金井市は、この近隣の中では規模の大きな公

園がありますし、学校が多く、農工大学や学芸大学などの学生さんが多く住んでいます。非常にそういう優秀な人が多いので、最先端の学問に取り組んでいる人も多いで



す。そのような人たちと、うまく色々なことがつながると良いのではないのでしょうか。

また、その規模感という意味で、非常に色々なものが歩いて行ける距離にあるという点で、良い環境なのかなと思います。

商店街に若い方が入ってきたことは、商店街にとって、明るい兆しであるということですね。

古川

そのほかに、何かご予定等はございますか。

斉藤

南口でいえば、数年後に市役所が蛇の目ミシンの跡地に移転する予定です。

新しい市役所に行くためには、蛇の目通りと農工大通りに挟まれた地域が、面白い街になるといいですね。裏路地があり、それほど車が通る所ではなく、アパートや一戸建ての住宅が多くあるところです。でも例えば、それをリノベーションして、そういう所で新しい商売であつたり、若い人が何かを始めたりであつたり。この地域が非常に楽しみなブロックになると思います。

中央商店街の周辺は、コンクリで固まった「買い物に便利なブロック」、蛇の目通りと農工大通りに挟まれた地域は、ごちゃごちゃしたハモニカ横丁のような「歩いてコーヒーを飲めたりする楽しいブロック」という風に

なっていく可能性があります。そういうふうに行けると、南口は面白くなると思います。

古川

歩いて回れる街というのは、最近少なくなってきたので、車が入らないところという特徴は面白いかもしれないですね。駅前にできる店舗は、チェーン店のようなお店が多いので、あまり面白みがなくなっているように感じます。そこら辺は逆に面白い環境が期待できるかもしれませんね。

古川

商店街と市役所との連携は取れているのですか。

斉藤

もちろん市役所の経済課等との間で連携をとっています。また、市役所には長計というものがあり、10年間の計画を立てています。それに併せて今度は産業振興プランや幾つかの新プランがあり、市長等とも話をしているところです。

古川

駅前の、特に南口のほうは、あまり風俗店のようなお店も見かけないですね。

斉藤

昔はありましたが、今はなくなりました。

古川

国立のようなイメージが多少ありますが、そういったお店はあまり無く、どんな人でも安心して歩ける環境なのですね。
北口はいかがですか。

斉藤

北口も、そういう反社会的勢力のようなところは、昔はありましたが、今はなくなりました。小金井市は、文教地区のような雰囲気はありますね。

古川

商店街は今後も地域の中心として重要な役割を担っていくということですね。

真野

本日はお時間をいただき、ありがとうございました。

了

小金井市中央商店街協同組合

理事長 斉藤 浩



略 歴

- 昭和32年生まれ。横浜市出身。
- 武蔵工業大学(現在の東京都市大学)経営工学科卒業後、昭和55年に蛇の目ミシン工業(株)に入社。生産管理やマーケティング等を手掛ける。
- 平成4年に蛇の目ミシン工業(株)を退社し、小金井市で老舗の和洋菓子店(有)亀屋本店に入社。その後、小金井市中央商店街協同組合で中心的役割を担い、現在同組合の理事長として活躍している。

民法改正に対応した契約書の見直しチェックポイント

● 弁護士 大山 晃 平 ●



I はじめに

令和2年4月1日、改正された民法が施行を迎えました。今回は、改正が契約書においてどのような影響を与えるかについて、ご案内申し上げたいと存じます。

結論から先に申し上げますと、改正はこれまでの解釈を取り込んだものが多く、今お使いの契約書もこれを踏まえて作成されておりますので、今回の改正によって、大幅につくりかえる必要はございません。

今回は、紙面の関係上、テーマを絞り、変更する必要性があるところやご留意いただきたいところを中心にご案内申し上げます。

II 新法による契約条項への影響

1 担保責任(契約不適合責任)

(1)改正前のサンプル

民法改正前では、以下のような条項が一般的に設けられておりました。

第〇条（瑕疵担保責任）

- 1 甲は、本商品に瑕疵があった場合には、乙に対し、本商品の修補、交換または代替物もしくは不足の引渡し（追完）を請求することができる。
- 2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- 3 甲は、第1項に定める瑕疵を発見したときは、本商品の納品後6か月以内にその旨を乙に対し書面で通知しなければ、当該瑕疵を理由として、前二項に定める請求及び契約の解除をすることができない。

(2)改正の内容

要件として、
「瑕疵」の存在が必要。



「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」と概念を明確化。

効果として、
損害賠償や解除に加えて、追完の請求と代金減額の請求は、法律上は認められない。



追完請求、代金減額請求、
ともに認められる。

この担保責任には、当事者の帰責事由（何らかの落ち度）の存否は関係ない。



不適合が買主の責めに帰すべき事由による場合には、効果は認められない。

(3)改正後のサンプルとポイント

改正の内容を踏まえた条項のサンプルは、以下のとおりです

第〇条(契約内容不適合責任)

1 甲は、本商品がその種類、品質または数量に関して本契約または個別契約の内容に適合しないもの(※1)であった場合には、乙に対し、本商品に係る修補、部品交換、代替物もしくは不足分の引渡し(以下「履行の追完」と総称する。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることを妨げない。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは(※2)、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 第1項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完及び前項の代金の減額の請求をすることができない(※3)。

4 第1項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

5 甲は、第1項に定める不適合を発見したときは、本商品の納品後6か月以内にその旨を乙に対し書面により通知しなければ、当該不適合を理由として前三項に定める履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

※1 「瑕疵」という用語は新法では使われていないので、新法に用語を合わせるとともに、後の疑義を避けるため、可能な限り、「種類」、「品質」、「数量」を特定しておく。

※2 履行の追完や代金減額請求を認めるか、認める場合であっても、その要件を加重するか緩和するかについて、売主・買主のどちらに有利な内容にするかを検討する。

※3 債権者(買主)に帰責事由がある場合には解除ができないことを明記するとともに、売主・買主どちらに有利な内容とするか(請求できない場合の要件を加重するか)を検討する。

2 保証

(1)改正前のサンプル

民法改正前では、以下のような条項が一般的に設けられておりました。

第〇条(連帯保証)

丙(連帯保証人)は、乙(主債務者)と連帯して、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

(2)改正の内容

ア 根保証規制

根保証とは、既に発生している特定の債務を担保するのではなく、継続的な取引から将来発生する不特定の債務を包括的に担保する保証。

具体的には、継続的な売買契約等から生じる不特定の債務を保証するもの、不動産賃貸借契約から生じる賃借人の債務の保証等が該当します。

個人の根保証契約の場合、極度額(将来的に負う債務の上限)の定めがなければ、保証契約自体無効になる

イ 保証人の保護／情報提供義務

- i 保証人が個人である
- ii 借主が、財産や収支の状況、他の債務の有無等の情報を提供しなかった、または虚偽を述べたことによって、保証人が誤認
- iii 情報の提供がないあるいは虚偽の情報を提供したことを貸主が知り、または知ることができたと評価されるとき



保証人は保証契約を取り消すことができる



保証契約締結時に、借主から情報の提供を受けた旨を盛り込む

ウ 連帯保証人について生じた事由の効力

連帯保証人に対する請求の効力は主債務者には及ばない



「及ぶ」旨を保証契約書に盛り込む

(3) 改正後のサンプルとポイント

改正の内容を踏まえた条項のサンプルは、以下のとおりです。

第〇条(連帯保証)

- 1 丙は、賃料〇か月分を限度として(※4)、乙と連帯して、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
- 2 丙は、本連帯保証契約を締結するに当たり、乙から民法465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認する。また、乙は、甲(債権者)に対して、乙が丙に対して提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証する(※5)。
- 3 甲が、丙に対して履行の請求をしたときは、当該履行の請求の効力は、乙にも及ぶ(※6)ものとする。

※4 取引基本契約や不動産の賃貸借契約において、個人の連帯保証人をおくときは、「極度額」を設定することが必要不可欠。

※5 後に個人の連帯保証人から「そんなの聞いていない」と言われ契約が取り消されることのないよう、主債務者から情報の提供を受けたことを盛り込んでおく。

※6 連帯保証人に対してしか請求しなかった結果、主債務者の時効が完成してしまわないよう、特約をおいておく。

Ⅲ おわりに

特に、解除や契約不適合責任では、改正により、要件や効果の定め方について複数の組合せによるメニューが用意されており、実際の契約書では、目的や内容に応じて柔軟な定め方ができます。

そのため、ご相談の際には、会社として、「このような方向性でいきたい」「こんなリスクを避けることができないか」「こんな場合もカバーするようにできないか」等といったご要望をお聞かせいただき、それに応じたご案内が可能となりますので、ご相談の際にお考えのところがあればぜひお聞かせいただければと存じます。

民事執行法の改正

● 弁護士 中 森 慧 ●



令和元年5月10日に民事執行法の一部を改正する法律が成立しました。

民事執行法は、裁判で得た結果を実現するための具体的手続を定めたものです。一般にあまりなじみのない法律ではありますが、勝訴判決を得ても、その内容を実現できなければ判決は絵にかいた餅となってしまいますので、その意味では大変重要な法律といえます。

今回は、改正点のうち、特に重要と思われる、①財産開示制度の見直し、②子の引渡しの方法の明確化の2点に絞って解説いたします。

1 財産開示制度の見直し

(1) Aは、Bに貸した100万円を返してもらうため、Bを訴え、「Bは、Aに対して100万円を支払え」という内容の判決を獲得した。しかし、Bは一向にお金を払おうとしない。

裁判で勝訴判決を得たとしても、相手が素直に支払ってくれない場合があります。このような場合には、獲得した判決を利用して、法律の手続きに則り、強制的に相手の財産から金銭等を取得することにより、判決の内容を実現することになります。これを「強制執行」といいます。

具体的には、相手名義の預金から財産を取得したり、相手名義の不動産や車、株式などを売却して代金のうちから支払いを受けたり、相手の給料を差し押さえて勤務先から直接回収したりします。

(2) Aは、強制執行を行うことによりBから100万円を強制的に取り立てようとした。しかし、AはBがどこにどのような財産を持っているか全くわからない。

強制執行をしようとする場合には、強制執行を申し立てる側(債権者側)で、強制執行の対象となる相手の財産を特定して裁判所に示さなければなりません。ところが、債権者は、相手の財産がどこにどのような形で存在するかという情報までは知らないことが普通です。

そこで、民事執行法は、相手本人に直接、持っている財産の種類や所在等について自白させる手続を用意しています。これを財産開示制度といいます。

今回の改正では、この財産開示制度を、1より利用しやすいように改善すると同時に、2銀行や登記所、市町村などの本人以外の第三者からも財産に関する情報を聴取できるよう制度を拡充しました。

1 財産開示制度の改善

申立権者の範囲の拡大。判決取得者だけでなく、公正証書等の保持者も申し立て可。

債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則の厳罰化

2 第三者からの情報取得手続の新設 →金融機関等から債務者本人の財産に関する情報を取得できる仕組み

第三者

金融機関

登記所

市町村・日本年金機構等

取得情報

預貯金や株式、国債等の情報

土地・建物に関する情報

給与債権(勤務先)に関する情報

2 子の引渡しの方法の明確化

Aは、Bと離婚し、親権者として子のCを養育していたが、ある日突然、BがCを連れ去ったため、家庭裁判所に子の引渡しを求める審判を求め、「BはAに対し子のCを引き渡せ」という内容の審判を獲得した。しかし、Bは一向にCをAに引き渡そうとしない。



昨今、重大な社会問題として耳目を集める「子の連れ去り問題」ですが、これまで、子の引渡しに関する強制執行手続については整備が不十分でした。

子の引渡しの場合の強制執行の方法には、①間接強制という方法と、②直接強制という方法があります。

①間接強制とは、相手が子を引き渡さない期間、日々、金銭の支払い義務を相手に課していくことにより、子の引渡しを促す方法をいい、②直接強制とは、執行官という裁判所の職員が、直接、子を相手の監護下から引き離して債権者に引き渡す方法をいいます。

従来、子の引渡しに関しては、②直接強制の制度が定められておらず、動産（貴金属や有価証券などの「物」）の引渡しの際の直接強制に関する定めを応用して実施していました。

しかし、「物」ではなく「子ども」という生きた人間の引

渡しを目的とする手続になりますので、子の心身に十分な配慮を要する等の特別の要請もあり、今回の改正では、新たに子の引渡しに関する直接強制の制度を定めました。

具体的には、債権者が裁判所に直接強制による子の引渡しの強制執行を申し立て、間接強制では引渡しの見込みがあるとは認められない、若しくは子の急迫の危険を防止するために必要がある等の要件があると認められるときは、裁判所が、執行官に対し、子の搜索や居所の解錠等の権限を与え、債権者の出頭の下、子の引渡しを実現することになります。

従来は、子の心情に配慮する観点から、強制執行を実施する際に、現状、子を監護している債務者の立会を必要としていました。しかし、引渡し当日に、債務者側が子の引渡しに激しく抵抗をしたり、子を親戚や友人等に預けてしまうことによって執行できなくさせる等の妨害を受けるケースが多くみられ、その弊害も指摘されていました。

これを踏まえ、今回の改正では、引渡しに際して債権者の出頭を必要とすることにより子の心情への配慮を行う一方、債務者の立会を不要とすることにより、円滑な子の引渡しの実現が図られています。



ご挨拶

● 弁護士 森 克 広 ●

はじめまして。弁護士の森 克広（もり かつひろ）と申します。本年1月付けで当事務所に入所いたしました。多摩地域の皆様の信頼に応えて、お役に立てるよう、精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



プロフィール

私は、平成6年に生まれ、東京都国分寺市で26年間を過ごしてまいりました。小学校までは地元の学校に通っており、中学校以降は法科大学院修了まで慶應義塾にて勉学に励みました。そして、司法修習は霞が関周辺で行われる東京修習でした。このように、学業や修習での活動地域と生活地域が一致していなかったものの、生活面では、常に地元の皆様にお世話になりました。この度、弁護士として執務を開始するにあたり、ようやく職と住が近接した次第です。



◆ 国分寺（お鷹の道—真姿の池）◆

国分寺には、殿ヶ谷戸庭園やお鷹の道といった自然の豊かなところがあります。こういった場所には、ちょっとしたお出かけや、学生時代は自然観察に関する課題などで、しばしば立ち寄っていました。

八王子の地につきましては、当事務所に入所するまでは頻繁には訪れたことはありませんでしたが、これから、皆様とのさまざまなご縁を通じて多くの魅力を発見したいと考えています。

趣味・特技等

趣味・特技として、フルートの演奏があります。フルートについては、中学2年生の頃から練習を開始し、大学1、2年生の頃は毎日練習していました。大学3年生の頃から司法試験受験を本格的に意識し始め、楽器の練習を毎日行うことはできなくなってしまいましたが、司法修習生の頃より、再び練習を少しずつ行うようになりました。新型コロナウイルスに関する情勢次第



◆ 演奏 森 克 広 ◆

ではありますが、今後は、多摩地域の吹奏楽団等に入団し、演奏活動に積極的に取り組みたいと考えています。

余談ではあるものの、クラシック系の音楽ばかり聴いているのではないかとと思われるかもしれませんが、最近のJ-POPにつきましても、世間的にメジャーと思われるものを中心に聴いています。

また、趣味をもう一つご紹介させていただきますと、お笑いのファンで、最前線にしているお笑い芸人のラジオを聴いたり、グッズの収集等も行っています。

目指す弁護士像

弁護士を目指した直接のきっかけは、企業再生を行う弁護士が執筆された本との出会いです。この弁護士が持つ「皆が幸せになれるように」というような“熱いハート”は、私の心の中で強く印象に残りました。そのため、私は、ご依頼者様だけでなく、そのご家族や関係者の方々までをも助けるといふ人助けの連鎖を起こし、皆が幸せになれるような、社会の発展の一助となれるような、そういった弁護士になりたいと考えるようになりました。

司法修習を経て、弁護士として執務を開始してから現在に至るまで、この考えに変わりはありません。また、困難な問題も多いと思われませんが、ご依頼者様への温かい思いやりをもって、困難な問題の解決へとお導きしてこそ、あるべき弁護士の姿であると考えています。

特に力を入れたいと考えている分野につきましては、経済法分野や企業・事業再生分野、そして、子どもに関する事件です。しかしながら、このような分野に限らず幅広い問題に取り組み、皆様方に寄り添って、お悩みを総合的に解決し、皆様方がより良い人生を歩むためのお手伝いができるような弁護士になるべく、精進してまいります。



◆ 司法修習開始前に行った旭山動物園にて ◆

最後に

当事務所に入所してから半年以上が経過し、短い間ではありますが、様々なお困りごとについてご相談いただきました。弁護士としての経験がまだ浅い私としては、「日々のご相談内容が具体的にはどのようなものか」、お話を伺った結果、「私が把握したお悩みの実情と、ご依頼者様が伝えたいお悩みの実情との間に、本当にズレが生じていないか」、「弁護士として想定すべきことが不十分ではないだろうか」などと日々考えています。

だからこそ、ご依頼者様の声に真剣に耳を傾け、適切な解決の方向性をお示しし、ご依頼者様に安心感をお持ちいただけるよう、精進してまいります。

皆様、末永いお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。



八王子ひまわり法律事務所

〒192-0046

東京都八王子市明神町2丁目27番6号
文秀ビル5階

- 京王線「京王八王子駅」から徒歩1分
- JR「八王子駅」から徒歩5分
- TEL: 042-646-2468 FAX: 042-643-2451

- 弁護士: 古川 健太郎 ●弁護士: 大山 晃平 ●弁護士: 真野 祥一
- 弁護士: 中島 麻子 ●弁護士: 遠山 雄大 ●弁護士: 森 克広



小金井ひまわり法律事務所

〒184-0004

東京都小金井市本町6-2-30
SOCOLA(ソコラ)武蔵小金井クロス3階

- JR中央線「武蔵小金井駅」から徒歩3分
- TEL: 042-401-2727 FAX: 042-401-2563

- 弁護士: 真野 文恵 ●弁護士: 石井 廣子 ●弁護士: 中森 慧

◆◆◆ 事務局たより ◆◆◆

ランチ会

当事務所では、八王子・小金井の事務所それぞれで定期的にランチ会を開催しています。

弁護士と事務局の垣根を越えて親睦を深めることを目的として、以前は、お昼休みの時間に都合の合うメンバーで事務所周辺の飲食店で食事をしていました。

現在はコロナ禍のため、テイクアウトやデリバリーを利用して事務所内での開催となっています。とはいえ、感染対策のため各々が別の場所で食べており、少し寂しさを感じる時もあります。ただ、一緒には食べられないものの、食べ終わった後に感想を言い合ったりすることが密かな楽しみです。

一刻も早く、以前のように気軽に皆で食事ができる日が来ることを願っております。

